

松江市告示第 248 号

松江市プロジェクト連携支援事業補助金交付要綱（平成 25 年松江市告示第 146 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
(定義) 第2条 略 (1) 略 <u>(2) 製造業 日本標準産業分類(平成25年10月改定)に定める大分類に掲げる産業のうち、製造業に属するものをいう。</u> <u>(3) 企業グループ 市内に事業所を有する製造業を主たる事業として営む中小企業者が幹事となり、かつ、複数の中小企業者、大学、高等専門学校及び公設試験研究機関(以下「中小企業者等」という。)で構成するグループ(当該中小企業者等の会費を主たる財源にしているグループに限る。)をいう。</u> <u>(4) 略</u> (補助の対象等) 第3条 略	(定義) 第2条 略 (1) 略 <u>(2) 企業グループ 市内に事業所を有する製造業を主たる事業として営む中小企業者が幹事となり、かつ、複数の中小企業者等(中小企業者、大学、高等専門学校及び公設試験研究機関をいう。以下同じ。)で構成するグループ(当該中小企業者等の会費を主たる財源にしているグループに限る。)をいう。</u> <u>(3) 略</u> (補助の対象等) 第3条 略

略	
交付の対象である事業の内容	<p>個社では解決困難な共同受発注、新製品・新技術開発、人材育成<b>又は</b>販路開拓の課題に対応するために<b>企業グループで連携して</b>取り組む研究、研修、勉強会等とする。<b>ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合を除く。</b></p>
補助対象経費	<p>_____次に掲げる<b>経費とする。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。</b></p> <p>(1)～(5) 略</p>
交付の率又は金額	<p>補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切捨て)とし、50万円を上限とする。ただし、補助金の交付は1年度につき1回限りとし、<b>企業グループの</b>構成員が同じである補助事業者への交付は3年を限度とする。</p>
補助事業者の範囲	<p>_____次に掲げる要件の全てを満たす企業グループとする。</p>

略	
交付の対象である事業の内容	<p>個社では解決困難な共同受発注、新製品・新技術開発、人材育成、_____販路開拓の課題に対応するために_____取り組む研究、研修、勉強会等の<b>プロジェクト連携事業</b></p>
補助対象経費	<p><b>補助対象経費は、プロジェクト連携に係る次に掲げるものとし_____、消費税及び地方消費税の額を除く。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を控除した額を補助対象経費とする。</b></p> <p>(1)～(5) 略</p>
交付の率又は金額	<p>補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切捨て)とし、50万円を上限とする。ただし、補助金の交付は1年度につき1回限りとし、_____構成員が同じである補助事業者への交付は3年を限度とする。</p>
補助事業者の範囲	<p><b>構成員の2分の1以上が市内の中小企業者等であって、</b>次に掲げる要件の全てを満たす企業グループとする。</p>

	<p>(1) 構成員の<u>2分の1以上が</u> <u>市内に事業所を有する中</u> <u>小企業者等である</u> _____こ と。</p> <p>(2) 市内に事業所を有する <u>中小企業者が補助事業の</u> <u>完了時に市税を滞納して</u> <u>いないこと。</u></p>
終期	令和6年3月31日

<p><u>第5条・第6条</u> 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略 (読替規定)</p> <p>2 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第</p>	
---	--

	<p>(1) 構成員の<u>うち、市内に</u> <u>事業所を有する中小企業</u> <u>者が補助事業の完了時に</u> <u>市税を滞納していないこ</u> と。</p> <p>(2) 市外<u>の事業所が中心的</u> <u>に</u> _____補助事業を <u>実施しない</u> _____こと。</p>
終期	令和5年3月31日

<p><u>(事業計画書の審査)</u></p> <p><u>第5条</u> 市長は、補助金の交付申請があった ときは、当該申請に係る事業計画書の審査 を必要に応じて別に定める審査会に依頼 することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により審査を依頼し たときは、当該審査の結果を参考に、当該 申請に係る事業計画書を採択するか否か を決定し、その結果を審査結果通知書によ り申請者に通知するものとする。</p> <p><u>(軽微な内容の変更)</u></p> <p><u>第6条</u> 規則第10条第3項に規定する軽微な 内容の変更とは、補助金交付の目的の達成 に支障を来すことのない事業計画の変更 又は補助対象経費の20パーセント以内の 減額の変更とする。</p> <p><u>第7条・第8条</u> 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略 (読替規定)</p> <p>2 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第</p>	
---	--

59条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、**第5条第4号**中「市税に滞納がないことが分かる証明書」を「誓約及び同意書」とする。

59条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、**第7条第4号**中「市税に滞納がないことが分かる証明書」を「誓約及び同意書」とする。

#### 附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。